リ角瘤光の現況

(平成25年度上半期福光農業協同組合ディスクロージャー誌)



福光農業協同組合

目 次

ごま	あいさつ····································
I	地域貢献に関する取組み
1	1. 全般に関する事項
2	2. 地域からの資金調達の状況2
3	3. 地域への資金供給の状況
4	1. 文化的・社会的貢献に関する事項(地域とのつながり)4
Ι	財務状況や事業に関する開示
1	1 . 金融再生法開示債権(単体)8
2	2. 単体自己資本比率8
3	3. 主要勘定の状況8
4	1. 有価証券等時価情報 ······· 9
0	主な貯金商品1 0
0	主な貸出商品

ごあいさつ

日頃より福光農業協同組合をご利用いただき、心よりお礼申し上げます。

本年は猛暑等により水稲の状況は全県的に上位等級比率が悪いなか、組合員 各位の連休後の田植え・出穂後の水管理等のご努力のおかげで、福光米は1等 比率が95%を超える見込みです。

さて、わが国の経済は、個人消費の持ち直し傾向や住宅建設の増加など、景気は緩やかに回復しつつあるものの実感がないのが現実です。一方、農業をめぐる情勢は、自民党TPP(環太平洋経済連携協定)対策委員長の「重要 5 品目」(細目 586 品目)の関税見直し発言や、政府の減反政策の廃止も含めた抜本的な見直しの検討など、農業経営に直接関わる大きな問題ばかりであり、今後の成り行きに注視していかなくてはなりません。

JA事業においては、昨年開催されたJA全国大会、JA県大会の決議を踏まえ協議策定いただいた協同活動強化第13次3か年運動の初年度として「次代へつなぐ協同」「JA福光らしい組織運動の展開」のもと、安心して暮らせる地域社会をめざしてまいります。

金融共済業務では出向く姿勢をさらに強化し、定期貯金やローンのご利用拡大をお奨めし、共済の3Q訪問活動を精力的に実施しております。

経営全体としては、財務の健全化、内部統制の整備、コンプライアンス態勢の強化などに取り組み、皆さまにより一層信頼される農協となるよう役職員全員で努めております。

この冊子は皆さまのお役に立てる様々なサービスをご提供させていただくため、平成25年度上期の事業実績を「JA福光の現況」としてとりまとめたものです。ご高覧いただければ幸いです。

福光農業協同組合代表理事組合長齋田一除

I 地域貢献に関する取組み

1. 全般に関する事項

当組合は、南砺市(平成16年11月1日合併前の西砺波郡福光町)を事業区域として、 農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、 お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業 の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が皆さま方からお預かりしております「貯金」を源泉としています。一方では、資金を必要とする組合員の皆さま方や地方公共団体などへの融資にもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、 事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

2. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金残高

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、61, 718百万円(55定期積金の残高は1, 376百万円) となっております。

資格別の貯金残高の内訳は次のとおりです。

組	合 員	等	55,236百万円
そ	Ø	他	6,481百万円
合		計	61,718百万円

(2) 貯金商品

目的・期間・金額にあわせてご利用いただける各種貯金を取り扱っております。 主な貯金商品については、本誌10ページをご覧ください。

3. 地域への資金供給の状況

(1)貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金の残高は、5,260百万円となっております。JAは地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金・事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応しております。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組	合 員	等	3,313百万円
地	方公共団	体	889百万円
そ	Ø	他	1,057百万円
合		計	5,260百万円

(2)制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて3タイプがあります。国や地方公共団体が、①JA 等民間金融機関の資金を原資とする貸付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を 直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするものです。

資金別融資残高の内訳は次のとおりです。

農	業	近	代	化	資	金	111百万円
農	業	改	: E	支	資	金	20百万円
農業経営基盤強化資金(スーパ-L)					3 1 百万円		
農業	É経営	改善	足進資	*金	(スーハ゜・	- S)	3 百万円
合						計	165百万円

(3)貸出商品

農業者の皆さまには、JA独自の営農資金をご用意しております。

その他にも事業資金、住宅ローン、教育ローン、マイカーローンなど、組合員をはじめ地域の皆さまの事業や暮らしに必要な資金をご融資しております。

主な貸出商品については、本誌11ページをご覧ください。

4. 文化的・社会的貢献に関する事項(地域とのつながり)

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

◎地域で採れた食材を学校給食へ供給

春はアスパラガスやキャベツ、夏にはばれいしょや玉ねぎ、秋にはキャベツ・ブロッコリーや甘藷等を中心に、管内の小学校に食材提供しています

◎各種文化教室

女性部員を対象に生活文化の向上を図ることを目的として、環境(eco)問題や料理・健康等について、勉強会や趣味の活動を行っています。

◎キッズクラブ

小学校2年生から6年生を対象に、 水稲や野菜等の植付・管理・収穫を 年間を通じて体験いただくことで 食農教育の推進に努めています。



◎ひだまりの会

福祉施設での奉仕活動や各地区毎に「そくさい会(ミニ宅老所)」の開催等、高齢者へのボランティア活動を行っています。

◎年金・ローン相談会の開催

年間を通じて休日の相談会を開催し、利用される方の利便性を高め、平日の営業日にご来店できない方にもご利用いただいています。

◎農協長杯ペタンク大会

参加者相互の親睦を深め、健康の維持 増進を図ることを目的に毎年開催し今年 で15回目となりました。大会には47 チームが参加し、日ごろの練習の成果を 発揮され熱戦となりました。



◎農協長杯ゲートボール大会

参加者の連帯意識を高め健全な身体とフェア プレーの精神を養うことを目的に毎年秋に開催 し参加者相互の親睦を深めております。今年で 29回目を迎えた歴史ある大会です。



◎みのり会ゴルフコンペ

幅広い世代の親睦を図ることを目的に毎年 秋に開催し今年で23回目となります。お米 の手間数にちなんで88名を参加目標として 今年は目標を大きく上回る99名の方に参加 いただきました。



(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

◎年金友の会

農協で年金を受給いただいている 方の親睦の輪を広げる団体です。各 地区センター毎に親睦旅行を行って いるほか、会員の誕生日にはお花を プレゼントしています。

また今年は、2年に一度の「会員 の集い爆笑バラエティショー」を開 催いたしました。



◎共済友の会

JA共済に加入していただいている方々で組織され、JA共済への理解を深めるとともに会員相互の親睦を図る団体です。

◎旅行友の会

旅行を通じて親睦を図る団体です。国内外の様々な企画旅行に参加することにより 会員相互の親交を深めています。

(3)情報提供活動

◎農協だより「ファースト」の発行

月刊広報誌「ファースト」は、農政や農業技術及び地域での出来事等の情報をお知らせしています。加えて、皆さまからの意見等もお聞かせ頂いております。







◎ホームページでの情報伝達・PR

当農協の基本方針や事業内容をはじめ、米のインターネット販売を行っています。 また、当農協へのご意見やご要望は、メールでも承っています。

ホームページアドレスは、

http://www.ja-fukumitsu.or.jp

電子メールアドレスは

jafuku3@ja-fukumitsu.or.jp



(4)店舗一覧

(平成25年8月末現在)

店舗及び事務所	住所	電話番号	ATM 設置台数
本所	南砺市荒木 5318	52-1335	
金融共済部 金融本店	南砺市荒木 5318	52-1331	2台
金融共済部 共済本店	南砺市荒木 5318	52-1332	
共済事故相談センター	南砺市荒木 990	52-3451	
生活部 生活課	南砺市荒木 5318	52-2841	
デイサービス日向ぼっこ (通所介護)	南砺市福光 1192	52-3939	
ふれあいセンター(居宅介護支援・訪問介護)	南砺市福光 1192	52-8585	
旅行センター (文化指導課)	南砺市荒木 5318	52-8181	
営農部 アグリフロンティアセンター	南砺市天神 237-1	52-4153	
アグリ配送センター	南砺市天神 240	52-8530	
う米蔵	南砺市天神 241	52-7171	1台
農業機械センター	南砺市天神 225	52-6616	
自動車燃料部 自動車課・燃料課	南砺市荒木 990	52-3445	
JA福光セルフSS	南砺市遊部 770	52-4170	1台
石黒地区センター	南砺市福光 7302	52-2333	
広瀬地区センター	南砺市福光 1165	52-2233	
広瀬舘地区センター	南砺市祖谷 30	52-1040	
西太美地区センター	南砺市才川七 241	55-1316	
太美山地区センター	南砺市嫁兼 197-1	55-1216	
東太美地区センター	南砺市土生新 349	52-2424	
吉江地区センター	南砺市吉江中 669-1	52-1212	
北山田地区センター	南砺市宗守 356	52-0116	
山田地区センター	南砺市大塚 63	52-1113	
南蟹谷地区センター	南砺市砂子谷 1390	58-1011	
福光地区センター	南砺市福光 6722	52-1123	1台
店舗外ATM設置店	福光行政センター前		1台
	サンキューフレッサ店		1台

Ⅱ 財務状況や事業に関する開示

1. 金融再生法開示債権(単体)

(単位:百万円)

	平成25年度上半期末	平成24年度末	増減
	(平成25年8月末)	(平成25年2月末)	
破産更生債権および	4 1	4 5	A 4
これらに準ずる債権	4 1	4 5	4
危 険 債 権	9 0	7 2	18
要管理債権	0	0	0
正 常 債 権	5, 162	5, 061	1 0 1
合 計	5, 293	5, 178	1 1 5

2. 単体自己資本比率

平成25年度上半期末(推計値)	平成24年度末
(平成25年8月末)	(平成25年2月末)
16.86%程度	16.90%

(注) 平成25年度上半期末の自己資本比率(推計値)は、平成24年度末の自己資本額、オペレーショナル・リスク相当額及び平成25年度上半期末の信用リスク・アセット額(推計値)に基づき 算出しています。なお、平成25年度上半期末の信用リスク・アセット額(推計値)の算出にあたって、一部の項目については平成24年度末の額(データ)を使用しています。

3. 主要勘定の状況

(単位:百万円)

			平成25年度上半期末	平成24年度末	平成24年度上半期末
			(平成25年8月末)	(平成25年2月末)	(平成24年8月末)
貯		金	61,718	63,207	62,610
貸	出	金	5, 260	5, 149	5, 313
預	け	金	48,873	50,655	50, 331
有	価 証	券	6, 406	5, 953	5, 546

4. 有価証券等時価情報

【有価証券】 (単位:百万円)

			平成	25年度上半	兰 期末	平成24年度末		
区	区分		(平月	成25年8月	末)	(平成25年2月末)		
		帳簿価額	時価	評価損益	帳簿価額	時価	評価損益	
満期	保有	目的	1, 199	1, 246	47	1,005	1, 058	54
そ	0)	他	5, 084	5, 208	129	4, 794	4, 949	164
合		計	6, 283	6, 454	176	5, 799	6, 007	218

⁽注1) 平成25年度上半期末の有価証券の時価は、当該時点における市場価格等に基づく時価として います。

⁽注2) 帳簿価額は償却原価法適用後、減損処理後のものです。

【主な貯金商品】

1 生な貯金商品 種 類	しくみと特色	お預入期間	お預入額
総合口座	普通貯金・定期積金・定期貯金が一冊の通帳にセットできます。この口座は給与・年金などの自動受け取り、公共料金・税金・家賃などの自動支払いに便利です。さらに、キャッシュカードをご利用になると全国どこのJAでも現金の引き出し、預け入れができます。また、全国の都銀・地銀・信金・信組などのキャッシュサービスがご利用いただけます。そして、必要なときには、セットされた定期貯金と定期積金の残高合計の90%以内、最高300万円まで自動融資がうけられます。	定めなし	1円以上
普通 貯金	出し入れ自由。年金・給与などの自動受け取りや公 共料金・クレジットカードなどの自動支払いができ ます。	定めなし	1円以上
貯 蓄 貯 金	使い道などが決まらないお金を預けて、増やしながらいつでも使える貯金。利率は普通貯金より有利です。	定めなし	1円以上
当 座 貯 金	小切手・手形によりお支払いができますので、ご商 売をなさる方に便利です。	定めなし	1円以上
通知貯金	ごく短期間の運用に便利です。	定めなし (据置7日以上)	5万円以上
納税準備貯金	貯金者の皆さまの租税納付にお使い下さい。	定めなし	1円以上
スーパー定期 貯 金	お預け期間は1ヵ月以上の決められた期間、預入れ時の利率が満期日まで変わらない確定利回り。総合口座にセットすれば、自動融資が受けられます。	1ヵ月以上 10年以内	1円以上
大口定期貯金	大口資金の運用に便利で安全確実な商品です。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円 以上
期 日 指 定定 期 貯 金	お預け期間が最長3年間、据置期間1年経過後、自由に満期を指定できます。1年複利のお得な貯金です。	最長3年	1円以上 (ただし通帳式 は1万円以上)
変動金利型定期 貯金	金利情勢に応じて途中で金利が変動します。マネー プランの幅が広がります。	3年	100円 以上
定期積金	目標額に合わせて、毎月の預け入れ指定日に積み立 てる貯金です。積立期間は自由に選べますから、プ ランにそって無理なく目標達成できます。	6ヵ月以上 10年以下	1, 000 円 以上
一般財形貯金	積立額、目的ともご自由。お預入れ後、3年経過すればいつでもお引出しできます。	3年以上	1,000円 以上
財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積立で非課税が適用される たいへん有利な貯金です。また、年金財形と合わ せて550万円まで非課税の特典が受けられま す。	5年以上	1,000円 以上
財形年金貯金	退職後の生活に備えた資金作りに最適です。在 職中に積立を行い、60歳以降に年金としてお受 け取りできます。また、住宅財形と合わせて55 0万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1,000円 以上

【主な貸出商品】

種 類	内容	ご融資期間 (返済期間)	ご融資金額 (限度額)
住宅ローン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。	3~35年	5,000 万円
リフォームローン	リフォームにも JA のローンをお役立ていただけます。増改築や改修・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。	1~ 10年6 <i>f</i> 月	500 万円
マイカーローン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・ 車検費用・車庫など、カーライフに関するさま ざまな用途にご利用いただけます。	6ヶ月~ 7年	500 万円
教育ローン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予 定のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学 費にご利用いただけます。 在学中の方でもご利用になれます。	13年67月 以内	500 万円
フリーローン	電化製品やブライダル等、生活に必要な一切の 資金です。	6ヶ月~ 5年	300 万円
カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、 いつでも何回でも繰り返し利用することができ ます。 全国の JA の CD・ATM はもちろん他の提携金融機 関の CD・ATM でも借り入れることができます。	1年	50 万円

[※] その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店 頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

自己査定の債権分類・金融再生法開示債権・リスク管理債権の相互関係

自己査定の債権分類

対象:総与信額

担保・保証の状況に応じて I~IV分類の作業を実施

金融再生法開示債権

対象:信用事業与信額(※)(ただし 要管理債権は貸出金元金)

担保・保証・引当有無に関係なく債 務者区分に応じて(要管理債権は 該当案件のみを)抽出

リスク管理債権

対象:貸出金元金

担保・保証・引当有無に関係な く債権の内容に応じて抽出

破綻	破綻先 I • II • III • IV分類 (総与信額)	破産更生債権及び これらに準ずる債権 (1)	定先債権 貸出金) 「信と貸出金元金
実 質 破 綻	実質破綻先 I・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ分類 (総与信額)	破産更生債権及び これらに準ずる債権 (1)	滞債権 貸出金) i-信と貸出金元金
先破綻懸	破綻懸念先債権 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ分類	上 外の債権 延 (信用車器を信仰)	滞債権 貸出金) i信と貸出金元金
念 先	(総与信額)	差 経済未収金等信用事業以外の債権 要管理債権 3ヶ月以 3ヶ月以 が 選債権	
要注意	要管理先 I • II 分類 (総与信額)	作級和資出金資権) (貸出金) 経済未収金等信用事業以 外の債権 正常債権 (要管理先における上記以外の債権)	
先	その他要注意先 I・II 分類 (総与信額)	正常債権 (信用事業与信額) 差 経済未収金等信用事業以 外の債権	
正常先	正常先 I 分類 (総与信額)	正常債権 (信用事業与信額) (※)金融再生法開 における信用事業 の債権	
	その他	正常債権 (信用事業与信額) 差 経済未収金等信用事業以外 の債権 ・信用仮払金	

〇自己査定の債権分類

【金融検査マニュアル】

- 1. 債権の分類方法
- (3) 債務者区分

①正常先

正常先とは、業況が良好であり、かつ、 財務内容にも特段の問題がないと認めら れる債務者をいう。

②要注意先

要注意先とは、金利減免・棚上げを 行っているなど貸出条件に問題のある債 務者、元本返済若しくは利息支払いが事 実上延滞しているなど履行状況に問題が ある債務者のほか、業況が低調ないし不 安定な債務者又は財務内容に問題がある 債務者など今後の管理に注意を要する債 務者をいう。

また、要注意先となる債務者について は、要管理先である債務者とそれ以外の 債務者とを分けて管理することが望まし い。

(注)「要管理先である債務者」とは、 要注意先の債務者のうち、当該債務者の 債権の全部又は一部が要管理債権である 債務者をいう。

③破綻懸念先

破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(金融機関等の支援継続中の債務者を含む)をいう。

具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元金及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。

④実質破綻先

実質破綻先とは、法的・形式的な経営 破綻の事実は発生していないものの、深 刻な経営難の状態にあり、再建の見通し がない状況にあると認められるなど実質 的に経営破綻に陥っている債務者をいう。

具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しがない状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り(あるいは、これらに類する事由が生じており)、再建の見通しがない状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞している債務者などをいう。

⑤破綻先

破綻先とは、法的・形式的な経営破綻 の事実が発生している債務者をいい、例 えば、破産、清算、会社整理、会社更生、 民事再生、手形交換所の取引停止処分等 の事由により経営破綻に陥っている債務 者をいう。

⑥その他

査定対象外となる国、地方公共団体、 被管理金融機関等

〇金融再生法開示債権

【金融機能の再生のための緊急措置に 関する法律施行規則(金融再生法施行 規則)】

(資産の査定の基準)

第4条

法第六条第二項に規定する主務省令で定める資産の査定の基準は、金融機関(労働金庫及び労働金庫連合会を除く。以下同じ。)の有する債権(中略)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次に掲げるものに区分することをいう。

- 一 破産更生債権及びこれらに準ず る債権
 - 二 危険債権
 - 三 要管理債権
- 四 正常債権
- 2 前項第一号に掲げる「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう(第六条において同じ。)。
- 3 第一項第二号に掲げる「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう(第六条において同じ。)。
- 4 第一項第三号に掲げる「要管理債権」とは、三月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出債権(同項第一号及び第二号に該当する債権を除く。)をいう。)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(同項第一号及び第二号に該当する債権並びに三月以上延滞債権を除く。)をいう(第六条において同じ。)。
- 5 第一項第四号に掲げる「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう(第六条において同じ。)。

〇リスク管理債権

【銀行法施行規則】

(業務及び財産の状況に関する説明事項 の縦覧等)

第19条の2

法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは,次に掲げる事項とする。

一~四 (略)

- 五 銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
- イ 貸借対照表,損益計算書及び利益処 分計算書又は損益処理計算書
- ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
- (1) 破綻先債権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち,法人税法施行令(昭和四十年政令弟九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。)に該当する貸出金

(→イからホまでに掲げる事由)

- イ 会社更生法又は金融機関等の更生手 続の特例等に関する法律の規定による更 生手続開始の申立て
- ロ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て
- ハ 破産法の規定による破産の申立て
- ニ 商法の規定による整理開始又は特別 清算開始の申立て
- ホ イから二までに掲げる事由に準ずる ものとして財務省令で定める事由(→手 形交換所(手形交換所のない地域にあっ ては、当該地域において手形交換業務を 行う銀行団を含む。)による取引停止処 分とする。)
- (2) 延滞債権(未収利息不計上貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。以下同じ。)に該当する貸出金
- (3) 三カ月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金
- (4) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として,金利の減免,利息の支払猶予,元本の返済猶予,債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金((1),(2)及び(3)に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金